

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 群馬県地域住宅等整備計画(地域住宅計画 群馬地域(3期))

地域住宅計画の名称: 地域住宅計画 群馬地域(3期)

地方公共団体名: 群馬県、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、大泉町、邑楽町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①計画の目標が基本方針と適合している。	○
②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) <input type="checkbox"/> ア 老朽化した住宅ストックの更新 <input type="checkbox"/> イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 <input type="checkbox"/> ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 <input type="checkbox"/> エ 既存住宅ストックの有効活用 <input type="checkbox"/> オ まちなか居住の推進 <input type="checkbox"/> カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
III. 計画の実現可能性	
①事業熟度が十分である。	○
②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○

交付限度額算出シート 【計画の名称：地域住宅計画 群馬地域（3期）都道府県名：群馬県】

■ 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 15-(1) 2. に掲げる式による交付限度額（交付限度額 1）

<Step0>

	交付金算定対象事業費 (単位: 百万円)		
	A	K	B
基幹事業	1,651	12,308	
公営住宅等整備事業	0	3,155	
地域優良賃貸住宅整備事業	0	0	
公営住宅ストック総合改善事業	1,301	7,876	
市街地再開発事業	0	0	
優良建築物等整備事業	0	0	
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	0	0	
住宅市街地基盤整備事業	0	0	
都市共同住宅供給事業	350	0	
住宅・建築物安全ストック形成事業	0	0	
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	0	734	
住宅地区改良事業等	0	543	
災害公営住宅家賃低廉化事業	0	0	446
提案事業			
国費(B)			0

都市・地域再生緊急促進事業 0

都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について平成21年1月27日付け都市・地域整備局長・住宅局長通知に基づいて、国費(補助額)

START

<Step0>  
事業別に交付金算定対象事業費A、K、B 都市・地域再生緊急促進事業の国費を記

$9/10 \times (A+B) + K$  と  $10/9 \times A + K$  のいずれか少ない額  $\times 1/2 + \beta$       7.071 百万円

交付限度額1

■ 地域住宅特別措置法施行規則第5条第1項の規定による交付限度額（交付限度額 2）

<Step 1>

	住宅の種類 i	住宅の種類 ii	構造	(単位: 戸)									
				北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	一般地区	小計		
N 2	地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅	①公営住宅	超高層										0
		②住宅地区改良事業等	超高層										0
		③その他の住宅	超高層										0
N 1	(1) 計画期間終了の日までに耐用年限の2分の1を経過している公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層										0
		②住宅地区改良事業等	超高層										0
		③その他の住宅	超高層										0
	(2) 必要な耐震性能が確保されていないと認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層										0
		②住宅地区改良事業等	超高層										0
		③その他の住宅	超高層										0
	(3) その他の事由により住宅としての機能が相当程度低下していると認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層										0
		②住宅地区改良事業等	超高層										0
		③その他の住宅	超高層										0

<Step1>  
住宅の種類別に戸数を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。  
⇒交付限度額1が交

$(N1 + N2) \times Ch \times 0.5$       90.029 百万円

Step1による算出結果が交付限度額1を下回る場合は、Step2へ

<Step 2>

施設の種別	規模 (単位)	用地費 (千円/単位)	区域内の建築物の戸数 (戸)	補償費 (千円/単位)	単位当たり整備費 (千円/単位)	Cn
(1) 道路・公園・緑地・広場 [m <sup>2</sup> ]	下記以外			0	23	0
				0	23	0
				0	23	0
				0	23	0
				0	23	0
(2) 下水道 [m]				3.6	0	0
				3.6	0	0
(3)-1 河川 [m] 整備費				3.700	0	0
				3.700	0	0
(3)-2 河川 [m <sup>2</sup> ] 用地補償費				0	0	0
				0	0	0
(4)-1 調整池 [m <sup>3</sup> ] 整備費				0	140	0
				0	140	0
(4)-2 調整池 [m <sup>2</sup> ] 用地補償費				0	0	0
				0	0	0
(5) 再開発・優建 [m]					132	0
(6) 電線共同溝等 [m]					680	0
(7) 人工地盤 [m]					5,300	0

施設整備の実施に要する費用      0 千円

大規模な構造物等に係る補正額      千円

$[(N1 + N2) \times Ch + \sum Cn] \times 0.5$       90.029 百万円

<Step2>  
施設別に必要事項を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。

■ 交付限度額（交付限度額 1 と交付限度額 2 のいずれか少ない額）

交付限度額（交付限度額 1 と交付限度額 2 のいずれか少ない額）      7.071 百万円